

アフリカ知的財産ニュースレター Vol.67

南アフリカ — 植物品種改良法（1976年法律第53号）の施行規則改正を発表

南アフリカ農業・土地改革・農村開発省は、2021年10月8日付の官報上で、「植物品種改良法」（1976年法律第53号）について公布されている施行規則の改正を発表した。

改正規則により、一般には「麻」または「大麻草」として知られている *Cannabis sativa L.* は、植物品種改良法の観点からすれば農産物であると宣言された。同規則において「大麻草」は、「農業用または工業用に栽培され、低濃度のテトラヒドロカンナビノール（THC）を含む *Cannabis sativa L.* の植物体またはその一部 であって、その葉および花頭に含まれる THC の濃度が 0.2% を超えないもの」と定義されている。

規則改正の公表に続き、2021年10月29日より、農業・土地改革・農村開発省（植物品種改良の登録機関）から「大麻草取扱許可」を取得することを条件として、大麻草の輸出入、栽培、売買が認められている。同規則には以下のように明記されている。

3(2) … (略)、大麻草に関する以下の活動を行うことができるのは、本法に定める登録機関が発行する有効な「大麻取扱許可」を所持している者のみとする。

- (a) 育成、研究または栽培を目的とした植物体または種苗の輸入；
- (b) 大麻の新たな品種または改良品種を開発する計画の下で育成または研究に関連して育成者または研究者が実施する植物の繁殖；
- (c) 大麻の種子、実生苗、植物体または挿木苗の販売；
- (d) 以下の目的のための大麻草の栽培：(i) 種子の生産；(ii) 実生苗の生産；(iii) 工業用の穀粒または原材料の生産；
- (e) 栽培を目的とした種子の洗浄および/または調整；
- (f) 栽培を目的とした植物体または種苗の輸出。

これと同時に農業・土地改革・農村開発省は、大麻草とダガ/マリファナはいずれもアサ科に属する種であるが、南アフリカの法の下では後者の商業的利用は引き続き禁じられる、と強調している（2018年、憲法裁判所は、成人が私的な用途のために個人的に大麻草を使用することは犯罪に相当しないとの判断を示した）。大麻草に含まれる THC または向精神物質の濃度によって、適用される法規制はさまざまである。大麻草は主として農業用・工業用として栽培され、植物体から採取される繊維と油脂は多種多様な商品（布帛から塗料まで）の生産に広く用いられており、THC の含有量が少ない場合、大麻草を薬剤または麻薬として使用することは不可能である。他方、高濃度の THC を含み、一般に薬剤または娯楽用として使用される大麻は、禁止の対象とされている。

農業・土地改革・農村開発省の声明は次のサイトを参照：[Minister Thoko Didiza on opening of application process for HEMP permits | South African Government \(www.gov.za\)](https://www.gov.za/minister-thoko-didiza-on-opening-of-application-process-for- hemp-permits)

OAPI — 長官の停職

OAPI（アフリカ知的財産機関）は 2021 年 10 月 15 日付でプレスリリースを発行し、同機関の長官を務める Denis Loukou Bohoussou 氏が 2021 年 10 月 14 日から停職中であることを発表した。

プレスリリースの報じるところでは、同機関の理事会が決定した経営監査の実施を長官が拒否した結果として、理事会が停職を決定したという。OAPI では組織の利益を直接阻害するようなガバナンスの貧困と金銭の着服が疑われており、上記の経営監査は、そうした嫌疑を調査・解明することを目的としていた。今回発表された声明は、理事会が監査を要求するきっかけとなった OAPI 首脳陣または長官の違法行為または不適切な行為について詳細な情報を提供しておらず、具体的な事情を明瞭に開示していない。ただし、メディアの報道は、甚だしい汚職やかなり多額の金銭が絡んだ横領を指摘する声が長官に対して上がっていることに言及している。長官による犯罪行為の主張が有効と認められた場合、事態が刑事訴追に発展するか否かは今のところ不透明である。

目下のところ、現地の法律実務家は、理事会の決定は最終的なものではないと指摘している。OAPI 管理委員会（以下「委員会」という）が理事会決定を見直す手続がまだ残っているからである。同委員会は、問題をしかるべく検討した上で、理事会の決定を確認するか無効とすることができる。長官自身にも、現地の管轄裁判所に提訴して理事会の決定の無効または破棄を求めるという選択肢が残っている。この記事を作成している時点では、長官が理事会の決定に対して異議を申し立てるか否かに関する報道はまだない。

長官は 2017 年 8 月 1 日付で OAPI 長官に就任していたため、停職処分が付された時点で 5 年間の任期のうち 4 年を既に消化していた。暫定的に、2017 年 8 月 1 日以来 OAPI の副長官を務めてきた中央アフリカ共和国出身の Jean-Baptiste Noël Wago 氏が 2021 年 10 月 14 日付で長官代理に任命されている。OAPI が発行した声明によれば、長官代理はフランスのストラスブール大学において知的財産に関する修士号を取得しており、2010 年 1 月から OAPI に勤務し、様々な役職を歴任し、OAPI の組織内で注目されたプロジェクトや開発の監督・管理業務に従事してきた。Wago 氏は母国の中央アフリカ共和国においても、首相の財務顧問、関税局長、首相付きスタッフの長といった高い地位を占めている。

今回の理事会決定は、OAPI が組織の発展と目標の達成を目指して優れたガバナンスを実現するという組織のコミットメントを示す前向きな証しである。

管理者の交代が OAPI の日常的な業務に重大な影響または悪影響を及ぼすか否かは、今のところ判然としない。現時点での報道は、これまでのところ特に業務上の障害は生じていないことを示唆している。

長官の抵触に関する OAPI のプレスリリースは以下のサイトを参照：[Director General suspended from office \(oapi.int\)](https://www.oapi.int/en/press-releases/director-general-suspended-from-office).

ARIPO および OAPI — アフリカの著作権および著作隣接権に関する首脳会議

2021 年 10 月 28 日、ARIPO（アフリカ広域知的財産機関）、OAPI（アフリカ知的財産機関）、WIPO（世界知的所有権機関）はバーチャル会議を実施した。この会議は、「アフリカの著作権および著作隣接権に関するナイロビ戦略プラン」（Nairobi Strategic Plan on the development of Copyright and Related Rights in Africa；略称 NSP）を再開させるためのものであった。

NSP は当初、ARIPO、OAPI および WIPO の三者協定（アフリカにおける著作権および著作権隣接権の監督官庁のトップを集結させて WIPO が開催した最初の地域会議に続いて締結された）の結果として、2019 年 6 月に採択された。NSP の重要性は、特に、上記の 3 つの組織に加入している国々において有効な著作権制度の開発と適正な管理を実現するための指針となる政策と法的枠組みが盛り込まれているという点にある。

さらに、パネルディスカッションでは、著作権政策の策定に当たっては雇用創出の支援に重点を置くとともに様々な国の創造産業を考慮する必要があることが論じられた。また、各加入国に対して NSP の推進と実行を支援または援助する旨の政治的公約求める必要があるという点についても、コンセンサスが成立している。

上記の会議に関する OAPI のレポートは以下のサイトを参照：[International cooperation: High-level meeting on copyright and related rights in Africa. \(oapi.int\)](https://www.oapi.int/en/International-cooperation-High-level-meeting-on-copyright-and-related-rights-in-Africa)。

ガーナ — 商標検索に関する登録局の新たな要件

[ガーナ当局の告知内容についてはここをクリック](#)

2021 年 10 月 22 日、ガーナ知的財産庁は公告を発表した。その内容をまとめると以下のようになる。

「産業財産の検索に関する請求は、個々の産業財産に関する法および規則に明記された検索要件に従って行われなければならない」¹

現地の法律実務家の言によれば、今回のかなり漠然とした告知は登録局が実務者向けに発行した最近の告知（「実務者が商標の現状調査を行う際には商標権者が交付した委任状を提示しなければならない」という趣旨の告知）を補うものであるが、この要件が懸念的となっている。単に面倒というだけでなく、そのせいで出願手続や訴訟の進行が停滞するであろうことは確実だからである。

しかも、この要件は適用される法規の規定によって裏付けられていないように思われる。関連規定の主な内容は以下のようにになっている：

「商標登録簿は公衆の自由な利用に供されるものとし、あらゆる者が本法に従って登録簿の抄本を入手することができる」

「希望者は、所定の手数料を支払うことを条件として、登録機関から登録簿の記載事項の認証済みのコピーを入手することができる」

「登録簿および商標登録に関係するすべての文書は、公衆の自由な閲覧に供され、それら登録簿または文書のコピーまたは抄本は当局の業務時間内に入手することができる」²

つまり、法令によれば、商標登録簿は公的な記録事項であって、公衆が不当な制約なしにアクセスできるものでなければならないのである。

現地の法律実務家は登録局に対し、告知内容や登録機関が課す要件に関して説明を求めているが、告知が撤回されない限り、登録局の指令は有効性を保つものと思われる。

¹ “Request(s) for search (es) in respect of Industrial Property should comply with the requirement (s) for searches states in the Law (s) and or Regulations of the particular Industrial Property”.

² 2004 年商標法（法律 664 号）第 19 条(4)、同法第 42 条(2)ならびに 1970 年商標規則の規則 67。

モロッコ — 共同特許分類に関する欧州特許庁との覚書

2021年9月22日に実施されたモロッコ工業所有権庁（OMPIC）の長官と欧州特許庁（EPO）の長官の会談を受けて、両者は「共同特許分類」（Cooperative Patent Classification；略称CPC）に関する覚書に署名した。

今回署名された覚書により、OMPICは「共同特許分類」（CPC）に従って特許関連の技術文献を分類することに同意した。OMPICがCPCを採用したことで、この分類を採用し、現に利用している知財当局の数は現時点で31か国となった、とEPOは報告している。CPCの詳細な分類は、既存の発明の検索や特許文献へのアクセスを円滑化・簡素化するものとして称賛を集めている。

このたび2つの当局が交わした覚書は、すでに定着した両者の協調関係の継続を示すものと考えられる。CPCに関する覚書とは別に、OMPICとEPOは2015年に特許認証協定を締結しており、同協定に基づき、簡単で効果的なプロセスを通じて、関連のモロッコの下で欧州特許をモロッコにおいて有効化することが可能になっている。

関連サイト：<http://www.ompic.ma/fr/actualites/signature-dun-memorandum-dentente-entre-loffice-marocain-de-la-propriete-industrielle-et>

ARIPO — 加入国の地理的表示に関する会議

2021年11月10～12日にかけて、ARIPOはAfrIPI（アフリカ知的財産権・イノベーション機関）の協力を得て、ARIPO加入国の地理的表示に関する会議をジンバブエのハラレで開催した。

3

この会議の目的は、地域レベルおよび国レベルにおける地理的表示の法的枠組みの創出に基づき、ARIPO加入国間での戦略を策定することにあると言われている。

この会議の詳細については以下のサイトを参照されたい：[Conference on Geographical Indications for ARIPO Countries – The African Regional Intellectual Property Organization \(ARIPO\) ; Conference on Geographical Indications for ARIPO countries | EU Funded IP Projects \(internationalipcooperation.eu\)](#)

管理委員会の定例会議（第45期）

第45会期のARIPO管理委員会定例会議が2021年12月6～8日に予定されている。

ARIPO管理委員会は、ARIPO加入国において産業財産および著作権を管轄する監督官庁の長から構成される。管理委員会は、様々な小委員会を通じてARIPOの業務を管理している。管理委員会は年次定例会議を開催し、ARIPOの機能と運営に関係する一連の議題や、ARIPOの基礎となる議定書すなわち「特許及び意匠に関するハラレ議定書」（以下「ハラレ議定書」という）および「商標に関するバンジュール議定書」（以下「バンジュール議定書」という）に関する事項、特に両議定書の改正や発展に関わる提案を審議することになっている。

³ AfrIPIとは、欧州連合の資金提供と指示により欧州知的財産庁が資金の一部を拠出して実現された国際協力プロジェクトである。その目的は、アフリカ大陸内部での通商とアフリカ企業の欧州への投資を円滑化することである。[About AFRIFI | EU Funded IP Projects \(internationalipcooperation.eu\)](#)

ARIPO はまだ 2021 年の定例会議の議事日程に関する詳細を発表していないが、第 44 会期の管理委員会定例会議（2020 年 11 月に開催）に関する ARIPO の報告によれば、この会期中に、2021 年の会議ではハラレ議定書およびバンジュール議定書を国際水準に合致させるための改正案が検討される旨の合意が成立している（[The Forty-fourth Session of the Administrative Council of ARIPO concludes on a high note – The African Regional Intellectual Property Organization \(ARIPO\)](#)）。したがって、今年度の会期には前記の改正案に関する審議が盛り込まれるはずである。審議の対象となることが予想される側面としては、産業財産の登録出願を加入国が拒絶する場合に適用される規定の導入などが挙げられる。

[45th Session of the ARIPO Administrative Council – The African Regional Intellectual Property Organization \(ARIPO\)](#)

[特許庁委託]
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 67

[著者]
Adams & Adams

Adams&Adams

[発行]
日本貿易振興機構 ドバイ事務所
Room No.3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai,
U.A.E.
Tel: +971 4 5645878 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2021年11月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Adams&Adams が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。